

審議結果

審議会等名称 第63回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

開催日時 令和4年5月30日（月曜日） 10:00～11:45

開催場所 県庁新庁舎9階 議会第8会議室（オンライン会議併用）

出席者 天野 晴子、伊部 智隆、柏尾 安希子、小向 太郎、寺田 麻佑、
友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】、森田 明、
事務局（情報公開広聴課長ほか7名）

次回開催予定日 令和4年7月27日（月） 10:00～

所属名、担当者名 政策局政策部情報公開広聴課 横山、稲田

掲載形式 議事録全文

議事録概要とした理由 ー

審議経過

第63回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について
- 2 学校と警察との情報連携制度の運用状況について
- 3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について
- 4 個人情報取扱事務の登録等について
- 5 個人情報保護制度の見直しについて
(1) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について

(2) 要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について

(3) 個人情報保護制度等の見直しに係る答申について

会議記録

1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について

○人見会長 議題(1)「住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について」です。毎年度審議会で報告を受けている事項です。住基ネットに係る案件の事務局である市町村課の担当職員は報告をお願いします。

【市町村課が資料1により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、御質問や御意見はありませんか。

○人見会長 この件は報告事項なので、この程度にしたいと思います。

2 学校と警察との情報連携制度の運用状況について

○人見会長 議題(2)「学校と警察との情報連携制度の運用状況について」です。こちらでも、毎年報告を受けている事項です。御質問によりの確に回答するため、担当の職員を呼んでおります。担当職員は報告をお願いします。

【学校支援課が資料2-1及び2-2により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、質問や意見はありませんか。

○人見会長 ただいまの御説明では、逮捕または身柄通告につき、警察から学校への報告件数がここ10年くらい増えているけれども、警察が身柄通告について丁寧な対応をしてくているので、増加しているとのことでしたが、もしもその点について、もう少し何か情報がありましたら、教えていただければと思います。

○学校支援課 特段ありません。令和3年度は前年度と比較すると、警察から学校への情報提供事案は前年度と比較すると微減している、身柄通告のほうも微減、減少しているということです。

○人見会長 平成30年度くらいから、ちょっと件数は増えているというような印象を受けたのですが、何か社会状況ですとか、そういう背景があるのであれば、伺っておきたい

です。他に御質問等ありますでしょうか。

- 小向委員** 今の人見会長からの御質問に関連して、確認をさせていただきたいのですが、この身柄通告は、全数報告でしょうか。身柄が児童相談所に引き渡された数は漏れなく、学校のほうに情報提供があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。
- 学校支援課** 全件数ではなく、学校の事案において、警察のほう为学校での指導が必要だというふうに判断した場合のみ、身柄通告ということで報告されております。
- 小向委員** なるほど。そこには警察の判断も入っているということですね。警察のほうで、これは通告、情報提供したほうがいだろうと判断したものが増えていると理解すればよろしいでしょうか。
- 学校支援課** そのとおりです。
- 小向委員** 分かりました、ありがとうございます。
- 人見会長** この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について

- 人見会長** 次に、議題（3）「個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について」の報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料3-1及び3-2により説明】

- 人見会長** ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。
- 人見会長** 今回のこの調査は、調査研究委託及びその他の委託を対象としたもので、工事系委託や廃棄物等委託は除かれていて、除かれた理由は、再委託等の事前確認方法が、その領域では定められているからということですが、ただいまの報告を伺った限りでは、こうした調査研究委託でもきちんとルールは定められていたけれども、それが十分に周知徹底されていなかったのが、確認であるとか、あるいは業務終了後の返還や廃棄・消去が不十分だとか、未定だとか、どうなったかまだはっきりしていないということで、事情はあまり工事関係と変わらないというふうに印象を受けましたけれども、いかがですか。
- 事務局** 2点ありまして、1点は、工事委託等につきましてはより詳細な再委託のルールがあります。もう1点ですけれども、今回、令和3年の12月の県議会で問題になりました契約につきまして、個人情報という観点も重視されているということで問題になったところでして、個人情報が入っている委託契約はどのようなものかという観点から、ここに記載はありませんが、一般委託、業務委託、こういった点が上がってくるのではないかとということで、この調査対象が決まったというふうに聞いております。

○人見会長 分かりました。私どもの審議会のミッションは個人情報保護なので、一般の工事委託では、そうした個人情報の業務というのは、情報が含まれるということはありません。むしろありそうなものはこちらの調査研究委託、この領域だということになりますかね。

○人見会長 本件は、報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

4 個人情報取扱事務の登録等について

○人見会長 次に、議題（４）「個人情報取扱事務の登録等について」の報告となります。事務登録簿の新規登録等について事務局から説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料４により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、発言をお願いします。

○人見会長 異議がなければ、当審議会としての特段の意見はないものとします。

5 個人情報保護制度の見直しについて

(1) 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について

○人見会長 次に、議題（５）「個人情報保護制度等の見直しについて」の審議を行います。最初に、「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について」の説明を、事務局からお願いします。

【情報公開広聴課が資料５及び６により説明】

○人見会長 皆様、御質問、御意見ありましたら御発言をお願いしたいと思います。

○柏尾委員 今回の御説明で、条例に書かないということについては、柔軟に対応するためにということでしたが、それがなぜ条例に書かないということになるのか分からなかった。もう少し詳しく説明していただけますか。

○事務局 新法、改正法施行後ですけれども、令和５年４月１日以降になりますが、この運用状況を見ながら改善していきたいと考えております。その際に条例に規定しますと、様式等も含めまして改正が非常に難しくなるということが１点の理由です。

○柏尾委員 運用状況を見ながら改善していくということですが、そこでは、例えばやめてしまうという選択肢も入ってくるのでしょうか。

○事務局 実は今までに、柏尾委員のおっしゃるような、やめてしまうという流れがあった

のですが、法の趣旨をしっかりと捉えまして、個人情報保護だけではなく、データ利活用といった側面についても併せて検討いたしました。そうしたところ、もちろん個人情報保護の観点からも、全ての個人情報を県庁内部で適切に管理すること、整理することは必要なのですが、併せてデータの利活用という側面からも、県が保有する全ての個人情報の内容や、どこの所属でどのような情報を持っているのかということ把握しておくことは必要だということで、1,000人未満も含めて把握することは、全庁的に認められましたので、そちらは大丈夫だと思います。ただ、データ利活用という観点からいうと、より検索性のあるものや、1,000人以上のものとのすり合わせ等、細かい課題が出て参りますので、そちらは令和5年でしっかり整理をしていこうという方向性になりました。

○**柏尾委員** 分かりました、ありがとうございます。

○**事務局** 条例で定めないとしても、要綱等できちんと庁内ルールを定めるということは遵守していこうと思っておりますので、この点は補足させていただきます。

○**人見会長** 他に委員のほうからいかがでしょうか。条例で定めないという御説明についてですが、新法の施行に合わせた、改正条例では規定されないとのことですが、その時点、令和5年4月1日の新法の施行に合わせた条例では規定されずに、その後、簡易化された事務登録簿等を要綱で定めて再編成していくということだと、その間は空白期間のようなものができてしまうということでしょうか。

○**事務局** 令和5年4月1日に、要綱等を整えて簡易版の登録簿を運用させていただきます。ただ、その運用状況は令和5年度の状況を見ながら、さらに改善をしていくという趣旨です。

○**人見会長** 分かりました。そうであるならば、要綱で定めることについて、条例で根拠規定を置くといったことをしたほうが良いような印象を受けます。

○**事務局** そういった議論もありましたが、そうして条例をまた改正するという話になりますと、やはり作業も時間も調整も要するので、そこは柔軟に対応できるようにということで、今回そのような整理をさせていただきました。ただ、しっかりと要綱等を策定してやっていくというところで、お約束をさせていただければと思います。

○**人見会長** ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

○**森田委員** 今の点については、現在の審議会の立場としては、どこまで言うのかということになるかと思うのですが、配布された資料の中の参考資料10が、今の点に関する答申の案ということでしょうか。先走った話になるかもしれませんが。

○**事務局** そうです。御同意いただければ、この答申案のほうに移ろうと思っております。

○**森田委員** つまり、この最後の部分ですね、率直に言ってこの程度の書き方でいいのかどうかというところが現実には問題になると思うので、県のほうの考え方は分かりましたが、この場でお約束いたしますと言われても、それだけでいいのかという感じがします。条例で最終的にどうするか、今の段階では決められないようですが、これまでの議

論の流れからすると、今まで事務登録制度が果たしてきた、登録することによって情報の扱いを整理し、かつ、県民に対して公示するという役割が空白になってしまうのはまずいと思います。ですから、厳密に今までやっていたような制度でないとしても、それに類するようなことは今後もやりますということであれば、そのような趣旨はこの答申の中で表明したほうがいいのではないのでしょうか。ですから、最終的に事務登録簿の作成範囲をどうするかといったことについては、実情を踏まえて検討していただくということにするけれども、従来、事務登録簿が果たしてきたような、広く取り扱っている個人情報をオープンにするという役割は、その間も損なわれないようにしてくださいというようなことは、答申の中では書く必要があるのではないかと思います。

○人見会長 実質は、簡易化された事務登録簿を個人情報ファイル簿と重ならないところで続けていくと、こちらは担保できそうな報告でしたが、それをしっかりと条例等で固めておく、あるいはもう少し担保するかということについて、当審議会としての答申の中身、もしかすると、森田委員からの御意見はそちらの表現の仕方というところかもしれないので、今、お話があった参考資料 10 が、今日確定したいと考えている答申案の個人情報ファイル簿と事務登録簿に関わる部分の抜粋になっていますので、森田委員が問題にされた対応の方向性につき、続いてこちらの部分を対象として議論させていただいてもいいですか。対応の方向性についての部分を、簡単に御説明していただけますか。

【情報公開広聴課が参考資料 10 により答申（案）を説明】

○森田委員 概ねおっしゃったとおりで、最終的な方針を決めるまでは、現状で決定するのは難しい、ということでしたが、それまでの間について必要な対応を行うと、いう表現だけでは趣旨が十分伝わらない感じがしますので、これまでの事務登録簿に準じた、あるいは、それと同様ということでしょうか。登録簿の機能を果たすような、といったことを意見として言えばどうかということですか。

○友岡委員 今の流れに全く異論はなく、むしろ必要な対応であると思います。例えば、庁内だけで理解されるような手法とか、そのような形になると、我々一般市民にとって見えてこない、だから条例化ということになると、明文化されているので安心だと、そういった形で議論されていたかと思います。要綱というお話が出てきましたが、非常に形式面にこだわるけれども、必要な対応に関して、例えば明文規定でこれを定める等のように、我々にとっても第三者にとっても明るくなるような、そういう方向もありだと、その方向性をもう少し具体的に書いていただいたほうが安心かと私自身は思いました。これは書き方の問題なので、方向性は、ここでの議論では当を得ていると思います。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。法定された 1,000 人以上の

個人情報ファイル簿のみにするということは、当審議会では何とかならないかと思っ
ていた中では、一応、思いは通じそうな趨勢^{すうせい}にはなっているけれども、答申で書く時
に、必要な対応を行うことが適当だ、とだけ言うのはいかがかと森田委員のほうから御
指摘があり、友岡委員からも、もう少し書き込んだほうがいい、との御指摘がありまし
たが、こちらを修正すると、今日確定するのは難しくなるでしょうか。

○森田委員 私の趣旨としては、これまでの議論を整理して表現する上で、どこまで表現す
べきかという範囲の問題で、最終的には事務局と会長の判断でよろしいのではない
かと思っているのですが、要するに、先ほどの別紙6の1、2、3とありましたが、3
のファイル簿のみ、1,000人以上のみのものにしてしまうというのはまずかろうとい
うことではあったかと思えます。ただ、1にするのがいいのか、2にするのがいいのかと
いうことについては、現場の事務作業等を尊重しないといけないからすぐに結論は出
せない、そうした場合に条例をどうするかまで決めるのは難しいということになっ
たかと思えます。ただ、そちらの部分は何も書かないでいると、この3にあるように、
法律上のファイル簿だけ作ればいいのかというような受け取り方をされてしま
っては困るので、そういうことではないと、最終的にどうするかはまだ決められな
いけれども、そこは何らかの形で、ファイル簿でカバーできない部分についてカバーしな
いといけないし、それを決めるまでの期間、何らかの形でカバーしてくださいと、現在
の公表に代わるようなものやってくださいと、そういう趣旨も盛り込んでいただけ
ればよいということです。

○人見会長 ありがとうございます。一応この2パラグラフで、いろいろと、森田委員が
おっしゃったことは表現できているとは思いますが、森田委員が最初におっしゃら
れて、友岡委員も言及されたように、必要な対応というところが、まだざっくりとし過
ぎていないかと思うのですが。もう今日が最後で、一応決める予定ではいるのですが、
もう1回修正して、もう1回やるというのは難しいですか。

○事務局 そうですね、予定としては、今日、決を採っていただくことがありがたいです。
今の御趣旨をまとめさせていただきますと、手段として、きちんと具体名を書く、こう
いった理解をさせていただいたのですが、個人情報事務登録簿なり、具体的名称を記載
した上で、運用に当たっては根拠を、要綱であれ、条例であれ、友岡委員のほうから、
これについては対外的な確認や見せ方ということも必要であろうということで、条例、
要綱に関わらず、しっかり対外的に説明を見せていくというところが重要かというふ
うに認識いたしました。この御趣旨でよろしければ事務局のほうである程度まとめさ
せていただいて、会長にお諮りするような形で御同意いただければと思います。

○人見会長 なるほど、いかがでしょうか。今の議論を踏まえて、この2パラグラフの部
分、特に最後の部分かと思いますが、我々の希望は言ったが、おそらくそこまでは難
しいかもしれないけれども、最低限ここまでは、という部分について、答申の個人情
報ファイル簿と事務登録簿につき、事務局から御説明がありましたような修正を、私

に御一任いただくという形でいかがでしょうか。

○**森田委員** 一任するにあたり、私のほうの最小限の希望として、見ていてやはり気になったのは、1,000人未満の範囲について内部チェック機能等に、という点を、内部チェックに加えて、としていただきたいと思います。やはり公示機能というのでしょうか、個人情報の取り扱い情報を明らかにする機能が、劣ることがない、レベルが下がることのないようにして欲しいということがポイントではないかと思うので、その辺りが変わってきてしまうと、対外的に見て非常にオープンでない扱いになってしまいますので、むしろその点を加えていただければいいと思います。ですから、内部チェック機能の後に、個人情報の取り扱いについて、公表する機能といったものを加えていただければいいかと思います。表現はお任せいたします。

○**人見会長** ありがとうございます。今の御趣旨も踏まえて、ただ、一応1,000人未満の規模について、今日の事務局のほうの御説明では簡略化することなので、個人情報があることは公にしますけれども、今ほどの詳細な内容までが織り込まれるかどうかは、ペンディングにさせていただくということかと思います。いずれにせよ、このような個人情報をこのような事務に関わって収集しているということが、県民の皆様、個人情報の本人の皆様に分かるような仕組みは維持すると、そういう方向性で、会長一任でお願いできればと思います。事務局もそれでよろしいですか。

○**事務局** 承知しました。もちろん微修正は必要だと思うのですが、例えばですけれども、案文です。「それらが困難である場合」のところについて、「本人の数1,000人未満の範囲についても、何らかの規定等を設け、個人情報事務登録簿か、これに類する帳票等を作成、公表することなどにより、内部チェック機能や、県民等による自己に関する情報の所在や内容の確認機能等による個人情報の適正な取り扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行うことが適当である。」というものです。もう少し整理が必要だと思うのですが、趣旨としてはこのような感じで盛り込ませていただく方向でいかがでしょうか。

○**人見会長** 森田委員、友岡委員、いかがでしょう。よろしいですか。ありがとうございます。事務局の迅速な作業で、かなり最終的な文案に近いもので御承認をいただけたということで、非常にありがたいと思います。ありがとうございました。

(2) 要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について

○**人見会長** 次に、「要配慮個人情報の取扱い制限、収集の制限、電磁的方法による提供について」、事務局から説明をお願いいたします。

【情報公開広聴課が資料7（別紙1）により説明】

○人見会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

○人見会長 個人情報保護委員会への質問について、明確な理由なしに、法律で許されないという事でしたので、非常に遺憾だということを、この答申案で書かせていただくということでもあります。最終的には個人情報保護委員会が違法だと言っている中で、なかなか踏み切るのも難しいので、条例の現状の規定を維持することは断念しつつ、運用や当審議会の関与等も活用していくという記述になっておりますが、いかがでしょうか。

○小向委員 今、事務局と人見会長から御説明があったように、個人情報保護委員会からの回答の中で結論が明確に示されているので、これに反する対応というのは、答申としても出しにくいだろうと思います。ただ、理由付けについて、納得しておらず、遺憾であるという面を示した上で、今後の運用をしていく中で、もっと具体的な対応が必要だということになれば改めて問いかけ等をしていくことでいいのではないかと考えました。事務局の説明に関しては賛成です。

○人見会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○天野委員 私も同じでして、納得できるような、十分な説明がされないままに結論のみ示されていることに対する、非常に遺憾という文言を入れていただき、今後の対応の方向性について、可能な範囲で書けるだけは書いていただいたと思いますので、こちらで賛成です。

○人見会長 ありがとうございます。

○伊部委員 私も同感です。やはり守るべきは、県民の利益だと私は思っておりますので、例えば法律の流れが、委員会が行っているような流れであっても、最後に何かあったときは、この審議会で、協議をするというところはやはり残したほうがいいと思うことと、一連の流れについて、この審議会としてどう受けとめたかという表現で、遺憾であると残すことは私も当然のことだと受けとめております。

○人見会長 ありがとうございます。

○寺田委員 私も同じ意見なのですが、個人情報保護法改正の解説なども読んでみましたが、都道府県等の地方公共団体における審議会は、これからますます活用されていくべきである、もしくは何か相互に個人情報保護委員会と都道府県等の取り組みなどを知らせることによって、相乗効果を発揮していくべきであるということはいろいろなところで指摘され、宍戸先生も指摘されているところです。その点については、個人情報保護委員会は無視できないはずなので、遺憾であることとともに、こちらからの提言も、個人情報保護委員会は聞くべきであるし、お互い意見交換ができるような状況を作って欲しいということは、追加で書いてもよいのではないかと思います。

○人見会長 ありがとうございます。

○友岡委員 今回の議論の流れでもあるのですが、対応の方向性についての文言に関して、「制度運用にも万全を期し」というのは分かりますけれども、「専門的な知見に基づく判断が特に必要だと認めるとき」は、主語をできれば県レベルで判断権があるという、その担保を入れたらどうかと思いました。委員会自体は、多分専門的だと思います。だからこれを言われてしまう。しかし、我々としてオリジナルなものがあることをしっかり明示するという面では、例えば「本県において」とか、そういう主語を文言として入れておくといいかと思いました。

○人見会長 ありがとうございます。加筆の御意見等が出ておりますけれども、他にいかがでしょうか。今、寺田委員や友岡委員から出たような御意見を書き加えることを、お願いできないでしょうか。寺田委員がおっしゃったのは、個人情報保護委員会との意見交換、協議のようなことを書くべきだというお話でよろしいでしょうか。

○寺田委員 はい。要するに、個人情報保護委員会も、一方的に押し付けてくるのではなくて、地方公共団体からも、そもそも法改正をされたことの前後でいろいろ議論されていることの中に、非常に重要なことの一つとして、その地方公共団体等で先進的に行ってきた取り組み等を、むしろ個人情報保護委員会のほうが、フィードバックをもらっているというところがあったので、一方的ではなくて双方向でお願いしたい、そもそもそれが求められているということを付け加えていただければと思います。

○人見会長 「お願いしたい」という表現は少し弱いでしょうか。

○寺田委員 弱いので、「べきだ」というような表現です。お願いではなく、そもそも聞くべきであるのに聞いていないということかと思います。

○森田委員 今のような御指摘は大事だと思いますが、ただ、これは個別の論点で述べるよりは、答申案の最後に、「県において30年以上も長きにわたって運用してきた」とあり、県が今後もきちんと取り組む必要があるということが書かれていますので、その延長線上で、県としても、取り組むべきであると考えます。またそのことについて、国も、県が取り組む中で出てくる要望等については耳を傾けるべきであるという趣旨を、締めくくりのところに盛り込んでどうかと考えております。それと、実はこのあたりで少し気になっていたのは、答申案の「おわりに」の最初の段落の後半で、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用や監視を個人情報保護委員会が一元的に担うこととなったと書いてあるのですが、これはむしろ学者の先生方の見解にもよると思いますが、解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うという考え方が良いのかという問題はあると思います。国のほうが言っているので、それに反論しても仕方がないですが、少なくとも、我々の答申の中で、一元的に解釈権があるということ、積極的に言う必要

はないと思います。監視権限自体はあるのでしようけれども、解釈運用について、一元的になるという文脈は、直したほうが良いと思います。具体的に言うと、監視は仕方がないにしても、解釈運用のところは、そこは言わなくてもよいのではないかと感じましたので、個人情報保護委員会が何でも行うのではなく、自治体のほうが主体的に取り組むべきであり、そのことを尊重してくださいという、ニュアンスを締めくくりで入れていただけたら、今の議論のような趣旨が入れられるのではないかと思います。

○人見会長 ありがとうございます。ますます修正が必要なので、まず、要配慮個人情報の答申の部分で、抜粋していただいた部分と、今回の照会の実施についての終わりの部分と、対応の方向性について委員から出た提案について、なるべく盛り込んで、基本的なトーンは変えない範囲で会長一任をお願いできればと思います。事務局から文案が出てきたら、そこで決めたいと思うのですが御一任いただけないでしょうか。よろしいですか。森田委員が最後に出してくださった、答申案の26ページの部分ですが、「また、地方公共団体に対する規律についても、個人情報保護委員会が解釈運用や監視等を一元的に担う」というのは、これは言い過ぎだろうということは、まさに私も同感なので、「解釈運用」の文言は削除したいと思います。ここの一文についても、もしかしたら、今日の審議会の終わりに修正案を加えていただけないかと思っておりますので、これも後で修正をさせていただきます。私は大賛成ですが、この点はいかがですか。解釈運用まで、個人情報保護委員会が、自治体の自治事務について、担っているというのはおかしいと思いますので、森田委員が御指摘になった方向で修正させていただきたいと思っております。それでは、収集制限について、御説明をお願いしますでしょうか。

【情報公開広聴課が資料7（別紙2）により説明】

○人見会長 答申案の抜粋について、先ほどと同じように、遺憾だと言った上で、制度の運用にも万全を期し、審議会への諮問等、引き続き本人の権利利益が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当だという、先ほどと大体同じような内容になりますが、いかがでしょうか。ちょっと記憶が定かでないですが、神奈川県の場合、本人外収集か、あるいは、目的外利用・提供だったかもしれませんが、本人外収集をしまったという、1年間の報告を出すというのを、要綱で行っていたという記憶があります。他の自治体等では本人以外から収集したら、後で本人に知らせるということを行っている自治体もあると思います。少なくとも、神奈川県が現状で行っているものは、是非維持するべきだと思うのですが、もし、そこも書き込めるのであれば、ここの最後の、「本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である」というところの、中

身に少し具体的なものが書けるのではないかと思います。

○事務局 今のところは、条例第8条第4項の関係かと思いますが、平成27年の条例改正で、本人外収集をした際の本人通知に関する規定については、削除しております。この理由は、他の自治体等におきまして、本人通知をしていることが少ないというところを踏まえてということになっております。ただ、手元にある記録では、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民が知り得る状態にしておくことが重要であることから、個人情報事務登録簿により、本人外収集の状況を公表していくということで、その事務において、本人外収集がなされているかどうかを概括的に公表するという制度に改めているというところ です。

○人見会長 はい、ありがとうございました。先ほどのところですが、個人情報ファイル簿について、本人の数が1,000人未満のところについては、簡易版事務登録簿を作成した場合に、個人情報ファイル簿は本人外収集しているとか、目的外利用はこのようなものがありますとか、そういう項目はなかったかと思いますが。以前の審議会で、個人情報ファイル簿で備考欄があるので、欄は変えられないけれども、備考欄を活用するという話もあったかと思いますが。

○事務局 事務登録簿について、資料6別紙3、真ん中の下のあたりに個人情報の収集先及び収集の方法という欄がありまして、そこで本人以外の収集があるかどうかというところを記載しています。右側では条例の8条という記載がありますが、まず8条の運用において、本人以外から収集する可能性があるかどうかということです。資料6別紙2の個人情報ファイル簿については、法定の書式なので、このところの記載はありません。ただ、一番下のところに備考欄がありまして、こちらの活用については、会長がおっしゃったとおりに認識しています。

○人見会長 今からそういうようなことを答申に書き込むかどうかは分かりませんが、必要な対応として、そういうものがもし、具体例として書けるようであれば、表面的なだけではない、実のある内容をもう少し盛り込めるかなと思うので、恐れ入りますが、そういうところまで踏み込むかどうかも含めて、会長に御一任いただけますでしょうか。基本はお示ししたとおりですが、もう少し具体的な必要措置が書けるのであれば、それが適当であるとさせていただきます。

○人見会長 それでは、電磁的方法による提供について、御説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料7（別紙3）により説明】

○人見会長 ありがとうございました。前の収集制限や要配慮個人情報の制限と、違うところもありますが、結局、対応は同じようなことになったと、答申案はなっております。よろしいでしょうか。やむを得ないということです。この項目につきましては、できれば加筆修正を加えたいということで、その点について、方向

性が決まった上で会長一任ということをお認めいただきました。ありがとうございます。

(3) 個人情報保護制度等の見直しに係る答申について

○人見会長 それでは、「個人情報保護制度等の見直しに係る答申について」に移ります。こちらについて御説明をお願いいたします。

【情報公開広聴課が資料8により説明】

○人見会長 ありがとうございます。「1 はじめに」と「4 おわりに」の部分ですね。当審議会においては、個人情報保護委員会のほうに意見を出して、それに対する反応が非常に木で鼻を括ったようなものだったので、非常に苦慮しましたが、こういう形で事務局のほうで、きれいにまとめていただきました。今日を出された議論を、今、御説明があったような形で修正を加えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○人見会長 ありがとうございます。それでは、先ほど会長一任ということでお認めいただいた部分について、もし今ここで、このように直したらどうかという、先ほどのような迅速な対応があるようでしたら、出していただければと思うのですが、それは難しいですか。

○事務局 1点御報告が漏れまして申し訳ないのですが、従前委員の皆様にお認めいただきました答申案ですが、若干変更した部分がありまして、その点だけ再度、御確認をお願いしたいと思っております。17ページの「エ 利用及び提供の制限」というところです。ここの「そのため、」以下の結論部分ですね。肝の部分ですけれども、従来に比べまして少し加えたところがあります。「そのため、」のところなのですが、「専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問を行いつつ、」ということで、審議会の位置付けについてしっかり規定した上で、こういった方法もあるというところで総論の部分で入っている部分もあるのですが、各論の部分にも入れさせていただきました。この点追加ということで、御確認いただければと思います。

○人見会長 ありがとうございます。それで今日議論した、特に3分野のところについて、会長一任ということでお認めいただいておりますが、修文について、もしも案をお示しいただけるようでしたら、今ここで、お示しいただきたいのですがいかがでし

ようか。

○**事務局** では、可能な範囲で御提案させていただきます。まず、3分野の「4 対応の方向性」について、県の主体的な判断が必要だということで、「本県において」という表現を挿入できないかという御意見いただいたところを受けて、「4 対応の方向性」の最後の段落、「同法に従った制度運用にも万全を期し、『県において、』専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等」という形で、いずれも「専門的な知見に基づく判断」の前に、「県において」を挿入させていただければと思いますがいかがでしょうか。

○**人見会長** はい。友岡委員が所用で途中退出されたようですが、友岡委員の御意見の趣旨は十分反映できていると思います。それで、他の委員の皆様よろしいですね。

【異議なし】

○**人見会長** そういう形で加筆をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**事務局** 続きまして、答申の最後の「4 おわりに」です。一段落目の「解釈運用」の点を削除というところで、文案ですが、「地方公共団体に対する規律についても、監視等を個人情報保護委員会が一元的に担うこととなった。」という表現でいかがでしょうか。

○**人見会長** 私は大賛成ですが、森田委員から御提案のあった部分なので、いかがでしょうか。

○**森田委員** 私もそれで異存はありません。

○**人見会長** はい。「地方公共団体に対する規律についても、監視等を個人情報委員会が一元的に担う」ということで、これはすっきりしたのではないのでしょうか。解釈運用まで全部個人情報保護委員会がやってもいいということではないということ、結構ではないかと思います。他の委員の皆様、よろしいですか。

【異議なし】

○**人見会長** ありがとうございます。ではそのように、修文させていただきます。

○**事務局** 寺田委員からの御意見で、個人情報保護委員会との意見交換の点ですが、この点についても、案を作りました。答申「4 おわりに」の最後の段落です。2行目に「規律を尊重することはもちろんではあるが、」とありますが、その後に「当審議会や個人情報保護委員会との意見交換も適宜実施していき、」という一文を入れたらいかがでしょうか。

○**寺田委員** はい。それでよろしいかと思います。

○人見会長 よろしいでしょうか。では、寺田委員からも御承認いただきましたので、その一行を入れさせていただくということにしたいと思います。よろしいですか。

【異議なし】

○人見会長 はい、ありがとうございます。以上ですかね。あと、まだ会長に御一任いただいたものがあったかもしれませんが、私が申し上げた点がたくさんあるかと思えます。「必要な対応を行う」というところを、もう少し具体的に、今運用で行っている部分をきちんと継続して今までの保護水準を下回らないようにするというので、書き込めないかということですが、これについて、最終的にそこまで書き込む必要はないけれども、しっかりやるのだということで、加筆しないかもしれませんがその点について、一任いただけたらと思っておりますので、後で事務局と御相談させていただきたいと思えます。それでは、以上で、5月中に答申をまとめるということはなかなか大変だと思っておりましたが、毎月開催させていただくことで、無事に答申を完成させることができました。ありがとうございます。